

外国 PEPs についてのご確認

平成 27 年改正犯罪収益移転防止法政省令（平成 28 年 10 月 1 日施行、以下「本政省令」という。）により、※外国 PEPs〔重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons）〕との取引が、新たにハイリスク取引（マネー・ロンダリングに用いられるおそれが特に高い取引）とされました。

そこで、当社は本政省令の施行に伴いお客様の口座開設に際して、お客様が外国 PEPs であるか否かを確認することが必要となりました。

もし、お客様が①～⑤に該当される方の場合、下記まで、ご連絡（ご申告）下さいますようお願い申し上げます。

<p>「D-station」サポートセンター</p> <p> 0120-282-094  request@hd-station.net</p>
--

※ 外国 PEPs〔重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons）〕とは

- ① 外国の元首の方
- ② 外国において下記の職にある方
 - ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
 - ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①又は②であった方
- ④ ①～③のご家族(下記参照)
 - ・ 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にあるものを含む)
 - ・ 父母
 - ・ 子(実子以外の子も含む)
 - ・ 兄弟姉妹
 - ・ 配偶者の父母
- ⑤ ①～④が実質的支配者である法人